

令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業に関する業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務名

令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業に関する業務

2 事業の概要

本県では、産業や生業を始めとした地域の再生の担い手を確保する点で、全国から新たな活力を呼び込むために避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村のこと。以下、「12市町村」という。）における移住を促進している。

本業務では、様々な課題を抱えており、また、復興の進度もそれぞれ異なる12市町村の状況を踏まえ、移住の促進に必要な先進的な事例を収集し、ふくしま12市町村移住支援センターや12市町村等と共有を図りながら、効果的な移住施策の事業化について調査・検討を行う。

3 業務仕様

別紙「令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

4 事業実施期間

契約の日（ただし令和6年4月1日以降）から令和7年3月31日まで

5 委託契約額の上限

金38,500,000円（消費税及び地方消費税込み）

6 プロポーザル参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定

する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

項目	日程
質問受付	令和6年3月14日(木) 正午まで(必着)
質問の回答	令和6年3月15日(金)
参加申込書 提出期限	令和6年3月18日(月) 正午まで(必着)
参加資格審査 結果通知	令和6年3月19日(火)
企画提案書 提出期限	令和6年3月22日(金) 正午まで(必着)

審査	令和6年3月26日（火）
審査結果通知	令和6年3月29日（金）
仕様書協議・契約締結	令和6年4月上旬頃

8 手続きに関する事項

(1) 募集要領等の入手方法

募集要領及び各様式等については、福島県避難地域復興局避難地域復興課（以下「避難地域復興課」という。）のホームページからダウンロードして入手するものとし、避難地域復興課の窓口又は郵送等での配布は行わない。

(2) 質問の受付・回答

ア 質問書の提出方法

質問書（第1号様式）により、避難地域復興課あてに電子メールにより提出すること。

電子メール件名は「【質問】令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業に関する業務」とし、電子メール送信後に電話により送付した旨連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

イ 回答方法

質問の回答は、避難地域復興課ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

本事業における公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、提出期限までに下記の提出書類を避難地域復興課宛てに郵送又は持参により提出すること。

郵送の際は、封筒の余白に「令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業に関する業務参加申込書在中」の旨を朱書きすること。

【提出書類】

①参加申込書（第2号様式）

②会社概要（第3号様式）

③法人登記簿の写し（申請受付日から3か月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 参加資格審査

避難地域復興課が参加申込書の内容及び参加要件の適否を確認し、参加資格の有無を参加申込者へ会社概要に記載のあるメールアドレス宛に通知する。

9 企画提案書の記載内容、提出書類

(1) 記載内容

- ア 仕様書に記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- イ 仕様書に記載している各業務の実施方法について具体的に提案すること。
- ウ 仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。
- エ 業務の一部を外部に再委託する場合は、企画提案書にその旨を記載すること。
- オ 本事業と類似した事業実績がある場合はその事業の内容を記載すること。

(2) 提出書類

次の書類を各4部（正本1部、写し3部）提出すること。

ア 企画提案書

A4判横、横書き、左上綴じ。両面20枚以内（総項数：40項以内）とすること。

表紙及び次のイ、ウは企画提案書の枚数に含まない。また、印刷は片面、両面を問わない。

表紙には「令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業に関する業務企画提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。

イ 業務実施体制書（第4号様式）

ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式、A4判）

(3) 提出方法

ア 郵送

提出期限までに上記9（2）の書類を避難地域復興課宛てに郵送すること。封筒に「令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業に関する業務企画提案書在中」の旨を朱書きの上、簡易書留等配達記録が残る方法を取ること。

イ 持参

平日の午前9時から正午までの間に避難地域復興課へ持参すること。

(4) 留意事項

- ア 参加申込書の提出がない者、参加資格審査により参加資格が認められなかった者の企画提案書は受け付けない。
- イ 提出後における、上記9（2）の書類の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
- ウ 上記8（4）において資格「有」と通知された者が企画提案書の提出を行わない場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

- エ プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- オ 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。
- カ 提出された企画提案書等は参加者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- キ 提出された企画提案書等は返却しない。

10 企画提案書の評価基準、審査方法

(1) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度	・ 事業目的に合致した提案であるか。	30
2 実施方法、スケジュール	・ 実施方法、実施スケジュールが具体的かつ現実的であるか。	25
3 実施体制	・ 事業内容を円滑に遂行するために必要な実施体制及び人材を有しているか。	20
4 実績	・ 類似する事業実績及び知見を有し、企画を確実に実行できる能力があるか。	20
5 経費	・ 適正な経費積算が行われているか。また、経済性が優れているか。	5
合計		100

(2) 審査方法

ア 審査者

契約候補者の選定は、県が設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

イ 方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書類により審査を行い、契約候補者を選定する。

ウ 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。

エ 評価点の算出

評価する審査員の評価点の合計点数とする。

オ 審査結果の通知

審査結果は、全てのプロポーザル参加者に速やかに通知する。

また、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の評点（契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）は、避難地域復興課ホームページで公表を行う。

11 企画提案書を失格とする事項

- (1) 募集要領の条件及び避難地域復興課があらかじめ指示した事項に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- (4) 複数の企画提案書を提出した者の企画提案書
- (5) 参加資格を満たさなくなった者又は参加資格を満たさないことが判明した者が提出した企画提案書

12 契約の締結

- (1) 審査委員会により選定された契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 選定した契約候補者と避難地域復興課が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案内容のとおりに反映されない場合もある。
- (3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取り、決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。
- (4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結する。

13 その他

本事業は福島再生加速化交付金（以下「交付金」という。）を活用して実施することから、交付金が交付されない場合は契約を中止することがある。

また、本事業は、福島県議会による令和6年度予算の議決を前提としていることから、予算が議決されない場合には、契約を中止することがある。

14 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-1-6（本庁舎5階）

福島県企画調整部避難地域復興局避難地域復興課

電話 024-521-8439 F A X 024-523-4260

E-mail fuku12-iju@pref.fukushima.lg.jp